



【令和3年分用】

C 譲渡物件の利用状況の判定

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査実績
⑩ 居住用以外の部分はないか？			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※ 居住割合は⇒Dで計算

D 譲渡物件が店舗兼住宅等である場合の居住割合の計算（措通35-6、31の3-7）（収支内訳書等（不動産所得用又は一般用）、建物見取図等添付書類で確認）

イ 建物

※ 居住割合がおおむね90%以上⇒全部を居住用としても差し支えない！（措通35-6、31の3-8）

a	m <sup>2</sup>	b	m <sup>2</sup>	c	m <sup>2</sup>	d	m <sup>2</sup>
居住部分		その他部分		併用部分		合計	
$a( ) + c( ) \times \frac{a( )}{a( ) + b( )} = \text{特例適用部分 (e) m}^2$							
特例適用部分 e( ) ÷ d( ) = 居住割合 %							

ロ 建物の敷地

※ 居住割合がおおむね90%以上⇒全部を居住用としても差し支えない！（措通35-6、31の3-8）

f	m <sup>2</sup>	g	m <sup>2</sup>	h	m <sup>2</sup>	i	m <sup>2</sup>
居住部分		その他部分		併用部分		合計	
$f( ) + h( ) \times \frac{e( )}{d( )} = \text{特例適用部分 m}^2$							
特例適用部分( ) ÷ i( ) = 居住割合 %							

E 土地等のみの譲渡

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査実績
⑪ 家屋を取り壊していないか？			次のいずれの要件も満たす必要あり（措通35-2）。 <input type="checkbox"/> 家屋の取壊し後1年以内の契約、かつ、居住の用に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡 <input type="checkbox"/> 契約締結日まで他の用途に供していないこと
⑫ 土地所有者と家屋所有者が異なっていないか？			◆ 次のいずれの要件も満たす必要あり（措通35-4） <input type="checkbox"/> 土地は家屋とともに譲渡されている必要あり <input type="checkbox"/> 両者の関係⇒ 親族関係and 生計一and 同居（判定時期⇒譲渡時） ※ 転居している場合の判定時期 ⇒ 親族関係と生計一（転居～譲渡時）、同居（転居直前）
◆ 家屋所有者が3,000万円に満たない金額 ⇒ 3,000万円を限度に土地所有者に適用可（措通35-4（注）2） ◆ 敷地所有者が特例を適用している場合 ⇒ 家屋の譲渡損につき措法41の5、41の5の2の適用不可（措通35-4（注）3）			
⑬ 庭先の譲渡でないか？			※ 建物取壊し跡地 ⇒ ⑪で判定
⑭ 建物の一部を取り壊していないか？			残存した部分が機能的に見て独立した居住用家屋と認められるような場合は適用不可（措通35-6、31の3-10）⇒
⑮ 建物を引き家していないか？			引き家 ⇒ 適用不可（措通35-2）

F その他

⑯ 家屋を共有とするための譲渡でないか？（措通35-6、31の3-11）			他の者と共有にするための譲渡、共有持分の一部の譲渡⇒ 適用不可
--------------------------------------	--	--	---------------------------------

G 他の特例との関係

⑰ 次の特例と重複適用してないか？ 所法58・措法31の2・33～33の4・34・34の2・35の2・35の3・36の2・36の5・37・37の4・37の5・37の6・37の8・37の9 ※ 措法35①（35③を除く）、36の2、36の5、41の5、41の5の2の特例を前年、前々年に適用している場合には、適用不可（A⑤）			譲渡資産が居住用部分と非居住用部分とから成る家屋の場合 ⇒ 非居住用部分につき措法33、33の2①、37、37の4、又は37の9の規定の適用を受けても居住用部分については本特例の適用可（措通35-1） ※ 措法35③の適用もある場合⇒重複適用は可能であるが、譲渡所得の金額は3,000万円が控除限度（措通35-7） ※ 以下の控除及び特例の適用判定は3,000万円特別控除前で行う 寡婦・ひとり親・勤労学生・控除対象配偶者・扶養控除・配偶者特別控除・基礎控除 住宅取得等資金の贈与税の非課税 ※ 措法41（住宅借入金等特別控除）、措法41の3の2（特定増改築等住宅借入金等特別控除）及び措法41の19の4（認定住宅新築等特別税額控除）との重複適用は不可！（措法41⑳㉑、措法41の3の2⑳、措法41の19の4⑳㉑）
---	--	--	---

判定		
適	要 説明	否